



子ども・子育て支援新制度 令和5年度 説明テキスト

処遇改善等加算Ⅰ

申請事務手続き編

令和5年3月版

こども青少年局保育・教育給付課

本テキストは、申請手続きについて説明しています。制度概要については、
「子ども・子育て支援新制度 令和5年度説明テキスト
 処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び職員処遇改善費～制度編～」
をご確認ください。

目 次

1 処遇改善等加算Ⅰの申請事務について	・・・P.1
2 提出書類について	・・・P.1
3 提出書類の作成方法について	・・・P.4
4 提出方法について	・・・P.26
5 参考資料	・・・P.28

本テキストは、申請手続きについて説明しています。

制度概要については、「子ども・子育て支援新制度 令和5年度説明テキスト
処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び職員処遇改善費～制度編～」をご確認ください。

本テキストと提出データの各様式は、市ホームページに掲載しています。
各種様式をダウンロードのうえ、申請書の作成をお願いいたします。

<横浜市こども青少年局「令和5年度の処遇改善等加算等について」のページ>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/shogu/2023syogu.html>

横浜市トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て
>子ども・子育て支援新制度への移行案内>事業者の皆さまへ
>「請求事務について」のページはこちら>処遇改善等加算について
>令和5年度の処遇改善等加算等について

申請書データの作成方法に関するお問い合わせについては
コールセンターで受け付けておりますので、御活用ください。

電話：045-550-5602

受付時間：10時00分～16時00分まで (6時間／日)

1 処遇改善等加算Ⅰの申請事務について

令和5年度に行う主な手続き

令和5年度の 申請に関する手続き	令和5年度の 計画に関する手続き <u>※賃金改善要件分「適用」</u> <u>の場合のみ</u>	令和4年度の 報告に関する手続き (令和5年度提出) <u>※賃金改善要件分「適用」</u> <u>の場合のみ</u>
---------------------	--	---

※本資料では令和5年度の申請に関する手続きについて説明しています。

また、処遇改善等加算Ⅰは処遇Ⅰ、処遇改善等加算Ⅱは処遇Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲは処遇Ⅲと表記しています（様式名は除く）。

2 提出書類について

処遇Ⅰ申請書は、全ての施設・事業所が提出の対象となります。

令和5年度に施設・事業所番号が新規取得・変更になった施設（以下新規園）と
令和4年度から施設・事業所番号に変更がない施設（以下既存園）で提出書類の
作成方法が異なります。

【新規園（令和5年度に施設・事業所番号が新規取得・変更になった施設）】

例：新設園、私学助成幼稚園・横浜保育室から給付対象施設への移行園、

施設種別の変更（幼稚園からの認定こども園への移行等

※小規模B→小規模A等の類型変更は含まない）、

民間移管園、運営主体の変更等に該当する施設・事業所

【既存園（令和4年度から施設・事業所番号が新規取得・変更がない施設）】

新規園に該当しない施設

処遇改善等加算 I 申請データ（エクセルデータ）

「【新規園用】 処遇改善等加算 I 申請データ」

「【既存園用】 処遇改善等加算 I 申請データ」

以下の①から⑤が 1 つのエクセルデータにまとめて入っています。

- ①職員名簿
- ②第 1 号様式の 1
- ③第 1 号様式の 3
- ④第 1 号様式の 2
- ⑤次年度移行用 職員名簿

※新規園用と既存園用では「④第 1 号様式の 2」のシートの枚数が異なります。

（【新規園用】 50 枚 【既存園用】 20 枚、ただし既存園でも必要枚数が 20 枚を超える場合は、新規園用を使用してください。）

※新規園は「④第 1 号様式の 2」を全員分提出する必要があります。

既存園の場合は、該当者のみとなります。

提出が必要な職員の詳細については、P.20 をご確認ください。

提出にあたっての注意事項

● 処遇 I 申請データ（エクセルデータ）のファイルの名前について

提出いただくファイルの名前は、次のとおりの構成にしてください。

ファイル名 : 05 処遇 I 申請 1410051099999 (○回目)

※和暦 2 衍、処遇 I 申請、施設事業所番号、送信回数

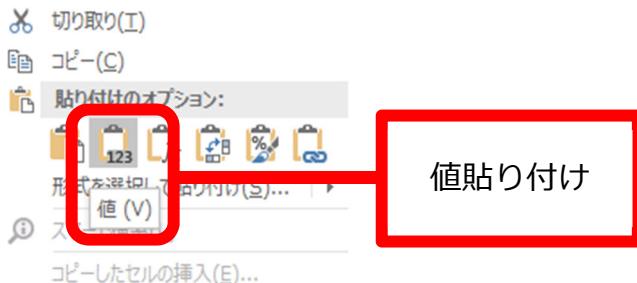
※数字は必ず半角にしてください。

※スペースは入れないでください。

● 処遇 I 申請データ（エクセルデータ）にパスワードを設定しないでください。

作成にあたっての注意事項

- 既存園と新規園で作成方法が異なる部分があります。
【既存園】【新規園】【既存園・新規園共通】の案内に従って作成してください。
- 内容を修正する際には行・列やセルを挿入・削除しないでください。
- 既存園は昨年度申請書データの内容をコピー＆ペーストする工程があります。
処遇Ⅰ申請書の作成においてデータの貼り付けを行う際には、
必ず「値貼り付け」（下図参照）をしてください。
他の方法で貼り付けを行うと、正しくデータが作成されない場合があります。



※昨年度の申請書データを紛失した場合

横浜市電子申請・届出システムで昨年度申請書を提出したアカウントの
マイページからデータをダウンロードすることが可能です。
(複数回提出した場合は必ず最新のものをダウンロードしてください。)
それも不可能な場合ははじめからの作成になりますので、【新規園】の作成方法
をご参照ください。なお、市から昨年度の申請書データを送ることは出来かねます。

マイページからデータをダウンロードする方法や、ログイン方法など
電子申請・届出システムの操作方法に関するご不明点については
下記までお問い合わせください。

電話：0120-329-478

受付時間：9時00分～17時00分まで（土日祝日、年末年始を除く）

3 提出書類の作成方法について

「①職員名簿」

「①職員名簿」シートの（ア）部分及び（イ）部分を入力します。

区名			
施設・事業種別			
施設・事業所番号			
施設・事業所名称			
代表職			
代表者氏名			

賃金改善要件分			
キャリアパス要件			

(イ)

氏名	勤務開始日 る施設・ 近の算定 た日)	その他の施 設の経験年	その他の施 設の経験月	変更あり		
				変更後氏名	変更後職種	異
1	(ア)					
2						
⋮						

【新規園】

・（ア）施設情報

「区名」「施設・事業種別」「施設・事業所番号」「施設・事業所名称」「代表職」「代表者氏名」を入力もしくは選択してください。

・（イ）「賃金改善要件分」「キャリアパス要件」

「賃金改善要件分」と「キャリアパス要件」を適用する場合は「適」、適用しない場合は「否」を選択します。

- 「賃金改善要件分」「キャリアパス要件分」とは
「賃金改善要件分」については制度編テキストの P.2-3 及び P.5
「キャリアパス要件分」については P.2 及び P.23-25 をご確認ください。

- 処遇Ⅰのキャリアパス要件を「否」で申請した場合、
処遇Ⅱを「該当」で申請することはできません。
処遇Ⅱを「該当」で申請する場合、処遇Ⅰのキャリアパス要件は「適」になります。

★ 【新規園】作成方法の続きは P.10 へ (P.5-9 は 【既存園】 向けです)

【既存園】 ※ (ア) (イ) ともに直接入力 (選択) でも構いません

下図 = 令和4年度処遇改善等加算I申請データ「⑤次年度移行用 職員名簿」

区名	中	賃金改善要件分	適
施設・事業種別	認可保育所	キャリアパス要件	適
施設・事業所番号	1410051099999		
施設・事業所名称	○○保育園		
代表職	理事長		
代表者氏名	○○○○		
氏名	職	開始日	その他の施設の経験年
	(ウ)		その他の施設の経験月

・(ア) 施設情報

令和4年度処遇改善等加算I申請データの「⑤次年度移行用 職員名簿」シートの(ウ)部分「区名」から「代表者氏名」まで(C2:C7)をコピーし、令和5年度処遇改善等加算I申請データの「①職員名簿」シートの(ア)に「値貼り付け」します。

・(イ) 「賃金改善要件分」「キャリアパス要件」

令和4年度処遇改善等加算I申請データの「⑤次年度移行用 職員名簿」シートの(イ)部分「賃金改善要件分」「キャリアパス要件」(H2:H3)をコピーし、令和5年度処遇改善等加算I申請データの「①職員名簿」シートの(イ)に「値貼り付け」します。

- 「賃金改善要件分」「キャリアパス要件分」とは
「賃金改善要件分」については制度編テキストのP.2-3及びP.5
「キャリアパス要件分」についてはP.2及びP.23-25をご確認ください。
- 各項目について内容を確認し、変更、修正がある場合は該当のセルの
プルダウンから選択、もしくは直接入力し、正しい情報に修正してください。
- 処遇Iのキャリアパス要件を「否」で申請した場合、
処遇IIを「該当」で申請することはできません。
処遇IIを「該当」で申請する場合、処遇Iのキャリアパス要件は「適」になります。

「①職員名簿」続き

「①職員名簿」シートの（オ）部分を入力します

	氏名	職種	勤務開始日 (現に勤務する施設・ 事業所で、直近の算定 対象となった日)	その他の施 設の経験年	その他の施 設の経験月	変更後氏名
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						

(オ)

【既存園】

下図 = 令和 4 年度処遇改善等加算 I 申請データ 「⑤次年度移行用 職員名簿」

	氏名	職種	勤務開始日	その他の施 設の経験年	その他の施 設の経験月
1	横浜一郎	園長・施設長	H31.4.1	30	0
2	横浜次郎	保育士	H31.4.1	25	5
3	横浜三郎	保育士	H31.4.1	15	0
4	横浜一子	保育士	H31.4.1	0	0
5	横浜二子	栄養士	H31.4.1	0	0
6	横浜三子	調理員	H31.4.1	1	0
7					

(カ)

令和 4 年度処遇改善等加算 I 申請データの「⑤次年度移行用 職員名簿」シートの（カ）部分「氏名」から「その他の施設の経験月」(各施設入力のある範囲) をコピーし、令和 5 年度処遇改善等加算 I 申請データの「①職員名簿」シート（オ）に「値貼り付け」します。

●貼り付けたデータ内容を直接変更・修正・削除することは 禁止 です。

昨年度のデータ内容から変更・修正がある場合は「③第 1 号様式の 3(B 票)」の提出が必要になります。次ページ以降の操作にて変更・修正・削除することで修正内容が「③第 1 号様式の 3(B 票)」に自動反映されます。
正しい操作で変更・修正・削除を行わず、③第 1 号様式の 3 (B 票) の内容に誤りが生じた場合申請書の再提出が必要になります。

- 令和4年度の処遇改善等加算I申請書に掲載した職員のうち、データ内容に変更・修正がある職員について変更内容と変更年月日を入力します。

氏名	変更あり					変更年月日
	変更後氏名	変更後職種	異動	退職	勤務時間の短縮により算定対象外	
1 横浜一郎						
2 横浜次郎						
3 横浜三郎						
4 横浜一子						
5 横浜二子						
6 横浜三子						
7						

(キ) (ク)

・(キ)「変更後氏名」

令和4年4月2日から令和5年4月1日までに氏名変更があった職員は
変更後の氏名をフルネームで入力します。

・(ク)「変更後職種」

令和4年4月2日から令和5年4月1日までに職種変更があった職員は
変更後の職種を選択します。

- 「副園長・教頭」で幼稚園教諭免許を有する職員は「教諭」を選択し、「家庭的保育者」や「家庭的保育補助者」で保育士資格を有する職員は、「保育士」を選択してください。「教諭」「保育士」を選択しない場合、「職員処遇改善費の対象となる人数」に算定されません。
- 小規模保育事業の保育責任者は「園長・施設長」を選択してください。
- 認定こども園は、保育士資格または幼稚園教諭免許のどちらか一方のみを保有している場合でも、「保育教諭」を入力してください。

「①職員名簿」 続き

	氏名	変更あり					変更年月日
	変更後氏名	変更後職種	異動	退職	勤務時間の短縮に より算定対象外		
1	横浜一郎						
2	横浜次郎						
3	横浜三郎						
4	横浜一子						
5	横浜二子						
6	横浜三子						
7							
	神奈川一子			○			R5.3.31
							R4.8.1

(ケ) (コ) (サ) (シ)

・(ケ)「異動」

令和4年4月2日から令和5年4月1日までに

他施設・事業所へ異動になった職員は、「○」を選択します。

・(コ)「退職」

令和4年4月2日から令和5年4月1日までに退職した職員は、

「○」を選択します。

・(サ)「勤務時間の短縮等により算定対象外」

令和4年4月2日から令和5年4月1日までに

勤務時間の短縮や休職（無給）、病休（無給）により算定対象外となった場合は、

「○」を選択します。

- 勤務時間の短縮により算定対象外となる場合について

例1) 1日8時間×月20日勤務しており算定対象だったが、

令和5年4月1日から5時間×月20日勤務となつた。

⇒「○」を選択します。

例2) 1日6時間×月20日勤務しており算定対象だったが、

令和5年4月1日から6時間×月12日勤務となつた。

⇒「○」を選択します。

例3) 1日8時間×月20日勤務しており算定対象だったが、

令和5年4月1日から6時間×月20日勤務となつた。

⇒この場合は算定対象のままなので、該当しません。

・(シ)「変更年月日」

「変更あり」の(キ)～(サ)の各項目に入力をした職員について

変更が生じた年月日を「変更年月日」に入力してください。

- 「変更後氏名」と「変更後職種」の両方に入力する場合、変更年月日が一つしか入力できないため、先に起きた事象の日付を入力してください。

- 令和4年4月2日から令和5年4月1日までの期間のみ入力可能です。

★データ内容を変更・修正した場合は、必ずP.18～を参照し、

「②第1号様式の3」シートの内容を確認してください。

「①職員名簿」続き

【既存園・新規園共通】

令和4年4月2日から令和5年4月1日に

算定対象となった算定対象職員について入力します。

各項目詳しい内容については、次ページ以降を参照してください。

- 【新規園】は入力する全算定対象職員について
次ページ以降の方法で「①職員名簿」に入力してください。
- 【既存園】は令和4年4月2日から令和5年4月1日までに
算定対象になった職員について次ページ以降の方法で「①職員名簿」に
入力してください。

●算定対象職員

①その職種にかかわらず、②当該年度の4月1日現在に、当該施設・事業所に勤務する全ての③常勤職員（賃金改善の対象職員の範囲とは異なります。）

①その職種にかかわらず

職種や職位、資格の有無を問いません。施設長や専ら事務に従事する事務職員、保育補助者などであっても、常勤職員として雇用されていれば対象です。
また、施設・事業所に勤務する者であれば、経営に携わる法人の役員も算定対象となります（法人で勤務している職員は算定対象外です）。
※通常の教育・保育とは異なる事業等に専従する（＝公定価格で措置されていない）職員（一時保育・一時預かり・市型預かり保育等、別事業専任の職員）も算定対象となります。
ただし、賃金改善の対象外です。

②当該年度の4月1日現在

4月1日時点で判断しますので、年度途中において職員の異動、採用又は退職があっても平均経験年数は変更しません。また、非常勤職員やパート就労の職員等について、勤務時間や日数が月によって異なる、あらかじめ確定していない、などの場合についても、就労実績ではなく、4月1日時点の雇用契約上の就労予定の見込みで判断します。

③常勤職員

全ての常勤職員に加え、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者も常勤とみなします。よって、嘱託職員等の非常勤職員、パート就労、派遣職員であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している場合は対象となります。
なお、産前・産後休暇、育児休業及び有給の休職の期間中も算定対象であり、職員自身の算定可能な勤務期間にも含まれます。

【産前・産後休暇、育児休業及び病気休暇等の経験年数の算定可能な期間】

	含める	含めない
産前産後休暇（有給）及び（無給）の期間	○	
育児休業（有給）及び（無給）の期間	○	
病気休暇（有給）の期間	○	
病気休暇（無給）の期間		○
休職（有給）の期間	○	
休職（無給）の期間		○

「①職員名簿」続き

	氏名	職種	勤務開始日 (現に勤務する施設・ 事業所で、直近の算定 対象となった日)	その他の施 設の経験年	その他の施 設の経験月
1	横浜一郎	園長・施設長	H31.4.1	30	0
2	横浜次郎	保育士	H31.4.1	25	5
3	横浜三郎	保育士	H31.4.1	15	0
4	横浜一子	保育士	H31.4.1	0	0
5	横浜二子	栄養士	H31.4.1	0	0
6	横浜三子	調理員	H31.4.1	1	0
7	横浜みなど	保育士	R5.4.1	5	0
8					
	(ス)	(セ)	(ソ)	(タ)	

・(ス)「氏名」

算定対象職員の氏名を入力します。

- 算定対象となる職員は、**必ず**入力が必要です。
- 氏名にカタカナ・英字を使用する場合は全角で入力してください。

・(セ)「職種」

職種を選択します。

- 「副園長・教頭」で幼稚園教諭免許を有する職員は「教諭」を選択し、「家庭的保育者」や「家庭的保育補助者」で保育士資格を有する職員は、「保育士」を選択してください。「教諭」「保育士」を選択しない場合、「職員待遇改善費の対象となる人数」に算定されません。
- 小規模保育事業の保育責任者は「園長・施設長」を選択してください。
- 認定こども園は、保育士資格または幼稚園教諭免許のどちらか一方のみを保有している場合でも、「保育教諭」を入力してください。

・(ソ)「勤務開始日

(現に勤務する施設・事業所で、直近の算定対象となった日)

職員が算定対象となった年月日を入力します。

- 新規園は全ての算定対象職員が以下のとおりとなります。

- ・幼稚園、幼稚園型認定こども園の場合
⇒施設・事業所が設置された年月日以降、各職員が算定対象となった日を入力します。
 - ・上記以外の施設種別の場合
⇒令和5年4月1日

- 【既存園】について入社日や施設・事業所で勤務を開始した日ではなく、

直近の算定対象となった日を入力します。

例1)

平成29年4月1日に入社し、1日5時間×月20日勤務していた。

令和5年4月1日から1日6時間×月20日勤務することとなった。

⇒「令和5年4月1日」を入力します。

例2)

令和2年5月1日からA保育園にて1日8時間×月20日勤務し、

令和2年9月末をもってB保育園に異動となった。

その後、令和5年2月1日から再びA保育園にて

1日8時間×月20日勤務している。

⇒直近の算定対象となった「令和5年2月1日」を入力します。

※この時、令和2年5月1日から令和2年9月末までのA保育園での経験年月は過去の勤務履歴に含めてください。

・(タ)「他の施設の経験年」「他の施設の経験月」

過去に特定の施設・事業所で働いていた場合はその経験年月を入力します。

過去の勤務歴がない場合は「他の施設の経験年」「他の施設の経験月」それぞれに「0」を入力してください。

※④第1号様式の2(A票)の「他の施設の勤務履歴」と経験年月を一致させてください。

- 過去の勤務履歴に積算できるものは、常勤職員または
1日6時間以上かつ月20日以上勤務していた期間のみです。

- 過去の勤務履歴に含められる施設・事業所の算定方法については必ずP.28の図表「【過去の勤務履歴に含められる施設・事業所】」を確認してください。

- 勤務履歴の確認ができないものについては経験年数に合算できません。
必ず勤務履歴が証明できる資料を保管してください。
過去の勤務履歴について、在職証明書等が無い場合は、P.30の図表「【勤務履歴の挙証資料】」に記載されている資料から推認する取り扱いも可能です。

- 施設・事業所で対象事業であることの確認が取れた勤務履歴※のみ
他の経験年月として記載が可能です。

※認可外保育施設等の施設・事業所については在職証明書単独では対象事業であることが確認できない場合がありますのでご注意ください。
対象事業の詳細についてはP.28の図表「【過去の勤務履歴に含められる施設・事業所】」を確認してください。

- 施設・事業所が確認した職員の在職証明等は、その写しを施設・事業所で保管していただき、原本は職員本人にお返しください。
施設で保管するのは写しのみです。紛失しないように保管してください。
なお、写しを本市に提出する必要はありません。

- 国の会計検査や本市の監査等で、在籍証明等の写しが必要になる場合があります。

(申請書に記載の全職員の年数を証する書類を求められる場合があります)

【既存園・新規園共通】

	氏名	変更年月日	A票	産育休 別事業専任 病休・休職
1	横浜一郎			
2	横浜次郎			
3	横浜三郎	R5.3.31		
4	横浜一子	R4.8.1		
5	横浜二子			
6	横浜三子			
7	横浜みなと		○	産育休
8				

(チ) **(ツ)**

・(チ)「A票」

(ソ)「勤務開始日（現に勤務する施設・事業所で、直近の算定対象となった日）」
が令和4年4月2日以降になる場合、「○」が自動反映されます。

- 「○」が反映された職員について「④第1号様式の2（A票）」シートの
入力が必要です。なお、新規園の場合は、「○」の有無にかかわらず全員の
「④第1号様式の2（A票）」シートの入力が必要です。

・(ツ) 産育休 別事業専任 病休・休職

「産育休」、「別事業専任」、「病休（有給）」、「休職（有給）」、「その他」
に該当する場合は選択します。

- 「別事業専任」は、一時保育・一時預かり・市型預かり保育等別事業専任の職員
である場合に選択してください。
- 「その他」は、選択肢の特定項目ではない理由により、
雇用状況表に記載されない職員であるが1日6時間以上かつ月20日以上
勤務している職員である場合等に使用してください。

②第1号様式の1 加算率等認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）

第1号様式の1

令和5年度加算率等認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）

横浜市長

令和5年4月1日

市町村名	横浜市 中区
施設・事業種別	認可保育所
施設・事業所番号	1410051099999
施設・事業所名	○○保育園
代表者職・氏名	理事長 ○○○○

当該年度の処遇改善等加算Ⅰに係る加算率の認定について、次のとおり申請します。また、次の事項について相違ありません。

- 1 その他の社会福祉施設の総経験年数については、個々の履歴を確認の上、積算対象施設を記載した『職員履歴報告書（処遇改善等加算Ⅰ）（A票）（第1号様式の2）』や『職員状況報告書（処遇改善等加算Ⅰ）（B票）（第1号様式の3）』を別途提出し、内容を確認していること。
- 2 当該年度4月1日現在、産休・育休の職員がいる場合は有給・無休問わず記載すること。病休・休職の職員がいる場合は、有給の場合のみ記載していること。

（1）加算率

①基礎分 (平均経験年数に基づき設定)	②賃金改善要件分 ※③が否の場合は、キャリアパス要件分の値を減じること。			③キャリア パス要件※	加算率（①+②）	
12 %	選択 適	7 %	選択 適		19	%

※「適」で前年度から取組内容に変更がない場合を除き、第3号様式を添付すること。

※「否」の場合、②の割合から2%減じること。

（2）職員1人当たりの平均経験年数の算定

A 6 人	B 81 年 10 か月	C 14 年	職員1人当たり平均経験年数 【算式】 $B \div A = C$ (6月以上の端数は切り上げ)	職員処遇改善費の対象となる人数（※4）	1 人
-------	--------------	--------	---	---------------------	-----

氏名	職種	現に勤務する施設・事業所で、直近の算定対象となった日	現に勤務する施設・事業所の経験年数	その他の施設・事業所の総経験年数	合計		A / B	（元）
					ア	イ		
1 横浜一郎	園長・施設長	平成31年4月1日	4年1か月	30年	34年1か月			
2 横浜次郎	保育士	平成31年4月1日	4年1か月	25年5か月	29年6か月			
3 神奈川一子	保育士	平成31年4月1日	4年1か月	年	4年1か月		B	
4 横浜二子	栄養士	平成31年4月1日	4年1か月	年	4年1か月			
5 横浜三子	調理員	平成31年4月1日	4年1か月	1年	5年1か月		O	
6 横浜みなと	保育士	令和5年4月1日	年	5年	5年		A	
7			年	年	年			
8			年	年	年			

【既存園・新規園共通】

「①職員名簿」シート作成後、「①職員名簿」の内容が
「②第1号様式の1」シートの各項目に反映されていることを確認します。

・(テ) 職員待遇改善費の対象となる人数

「保育士」「保育教諭」「教諭」「保健師・助産師・看護師・准看護師」かつ、
経験年数が7年0か月以上の職員が計上されています。

施設種別に応じた職種以外は計上されないためご注意ください。

※職員待遇改善費の加算対象職員数ではありません。

※原則、申請内容の決定後の変更はできません。

「職員待遇改善費の対象となる人数」に計上される施設種別に応じた職種	
施設種別	対象となる職種
「認可保育所」	「保育士」
「小規模保育事業A型」	「保健師・助産師・看護師・准看護師」
「小規模保育事業B型」	
「小規模保育事業C型」	
「家庭的保育事業」	
「事業所内保育事業」	
「認定こども園（幼保連携型）」	「保育教諭」
「認定こども園（幼稚園型）」	「保健師・助産師・看護師・准看護師」
「認定こども園（保育所型）」	
「幼稚園」	「教諭」
	「保健師・助産師・看護師・准看護師」

★ 「②第1号様式の1」を直接修正することはできません。

内容を確認し、修正点があった場合は「①職員名簿」を修正してください。

③第1号様式の3 職員状況報告書（処遇改善等加算I）（B票）

第1号様式の3

R 5

職員状況報告書（処遇改善等加算I）（B票）

秘

横浜市長

市町村	横浜市 中 区
施設・事業種別	認可保育所
施設・事業所番号	1410051099999
施設・事業所名称	○○保育園
代表者職・氏名	理事長 ○○○○

（前年度4月2日から当年度4月1日までに変更があった職員）

氏名	変更事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
横浜三郎	退職			令和5年3月31日	
神奈川一子	氏名	横浜一子	神奈川一子	令和4年8月1日	

【既存園】

前年度4月2日から当年度4月1日までに変更事項があった職員について

「③第1号様式の3 職員状況報告書（職員処遇等加算I）（B票）」

（以下B票という）の提出が必要です。

※B票の提出が必要となる「①職員名簿」シートに変更内容入力した職員は

「②第1号様式の1」シートの「A/B票」の欄に「B」が表示されます。

※【新規園】は本様式に記載すべき事項がないため対応不要です。

・「氏名」から「備考」まで

「①職員名簿」シートの「変更あり」に入力した内容が自動反映されます。

入力した変更内容が漏れなく反映されているか確認してください。

「備考」欄には特記すべき事項がある場合のみ直接入力してください。

- 「変更年月日」に「明治 33 年 1 月 0 日」が表示されている場合

「①職員名簿」シートの（シ）「変更年月日」の記入が漏れている

もしくは令和 4 年 4 月 2 日から令和 5 年 4 月 1 日までの期間が適切に
入力されていないと考えられます。

「①職員名簿」シートの（シ）「変更年月日」を再度ご確認ください。

- 同一の職員の変更事項が複数ある場合には、複数行表示されます。

★B 票は直接修正することはできません（備考欄を除く）。

内容を確認し、修正点があった場合は「①職員名簿」を修正してください。

④第1号様式の2 職員履歴報告書（処遇改善等加算I）（A票）

第1号様式の2

R5

職員履歴報告書（処遇改善等加算I）（A票）

NO

秘

※NO欄は記入しないでください

【現在の勤務施設・状況】

施設名	○○保育園	(フリガナ)		氏名	
		生年月日	選択	年	月
資格欄	資格の種類	取得年月日	表彰欄	表彰の種類	受賞年月日
	↓選択	年 月 日		↓選択	年 月 日
	↓選択	年 月 日		↓選択	年 月 日
	↓選択	年 月 日		↓選択	年 月 日
	↓選択	年 月 日		↓選択	年 月 日

※(国)や市町の表彰者の推薦のための参考とさせていただきます。

【その他の施設の勤務履歴】

注1) 積算対象の施設における勤務歴のみ記入する

注2) 自施設での過去の勤務歴も記入すること。

注3) 直近のものから順番に遡って記入し、勤務期間

(ト) 認すること。

注4) 休職から復帰の場合は、休職取得前の経験を【その他の施設の勤務履歴】に記入すること。

(二)

注5) 常勤職員又は1日6時間かつ月20日以上勤務していた施設のみ記入すること。

右記の年数を別紙様式1の対象者の 「その他の施設・事業所の経験年数」に記入	⇒	その他の施設・事業所の 総経験年数	0 年 0 か 月	
① 施設名称	所在地			
職種	勤務期間	～	施設① の経験年数	0 年 0 か 月
② 施設名称	所在地			
職種	勤務期間	～	施設② の経験年数	0 年 0 か 月

(ナ)

【既存園・新規園共通】

前年度4月2日から当年度4月1日までに算定対象となった職員全員について、各職員1枚ずつ「④第1号様式の2 職員履歴報告書（処遇改善等加算I）（A票）」（以下A票という）の作成が必要です。

※ A票の提出が必要となる職員は「②第1号様式の1」シートの「A/B票」の欄に「A」が表示されます。

※ 【新規園】は施設・事業所番号が新規取得・変更になった理由によらず、
「②第1号様式の1」に掲載された職員全員分のA票が必要になります。

・(ト) 現在の勤務施設・状況

「氏名」「フリガナ」「生年月日」「資格欄」「表彰欄」を入力します。

・(ナ) その他の施設の勤務履歴

直近のものから順番に遡って記入してください。

現に勤務する施設・事業所の経験年数との重複に注意してください。

「施設名称」

必ず施設・事業所の正式名称を入力してください。

法人名のみの入力は算定対象外となります。

※同一法人の系列施設・事業所で勤務していた場合も、1施設・事業所ごとに
勤務履歴を記載してください。

「所在地」

都道府県、市区町村を正確に入力し、

施設・事業所が特定できるようにしてください。

※記載するのは施設・事業所の所在地です。在職証明書に記載されている
住所が法人本部である場合もございますので注意してください。

「職種」

該当する職種を選択します。

「勤務期間」

当該施設での勤務期間を記入してください

※病院で「保健師・助産師・看護師・准看護師」としての勤務履歴がある
場合、「資格欄」に入力した資格取得日以降が算定対象期間です。

例) A病院に「令和4年4月1日」から勤務していたが、

看護師資格は「令和4年7月1日」に取得した

⇒勤務期間の開始は「令和4年7月1日」となります。

※複数の勤務履歴を載せる際、「勤務期間」の重複に注意してください。

(重複している場合セルが赤色になります。)

「施設の経験年数」(自動計算)

勤務期間が正しく計算されているか確認してください。

・(二) その他の施設・事業所の総経験年数（自動計算）

「①職員名簿」に入力されている当該職員の（タ）「その他の施設の経験年」

「その他の施設の経験月」と一致しているか確認してください。

一致していなかった場合、自動計算で算出された総経験年数を「①職員名簿」の（タ）「その他の施設の経験年」「その他の施設の経験月」に入力してください。

★過去の勤務履歴については

必ずP.14の注意書き及びP.28の参考資料を確認したうえでご記入ください。

⑤次年度以降用 職員名簿

区分	中	賃金改善要件分	適
施設・事業種別	認可保育所	キャリアパス要件	適
施設・事業所番号	1410051099999		
施設・事業所名称	○○保育園		
代表職	理事長		
代表者氏名	○○○○		

	氏名	職種	勤務開始日	その他の施設の経験年	その他の施設の経験月
1	横浜一郎	園長・施設長	H31.4.1	30	0
2	横浜次郎	保育士	H31.4.1	25	5
3	神奈川一子	保育士	H31.4.1	0	0
4	横浜二子	栄養士	H31.4.1	0	0
5	横浜三子	調理員	H31.4.1	1	0
6	横浜みなと	保育士	R5.4.1	5	0
7					

【既存園・新規園共通】

令和6年度の処遇I申請書を作成する際に使用する予定です。

★データは実績報告後5年間保存が必要となります。適切に保管してください。

令和6年度の処遇I申請書作成の際にも使用する予定です。

★データ送付前に、作成した内容について確認してください。

【データ送付前点検表】

【②第1号様式の1】

- 1日6時間以上かつ月20日以上勤務の職員が全員記載されている。
(非常勤職員、パート就労の職員、派遣職員、契約職員、
別事業専任(一時保育・一時預かり・市型預かり保育等)の職員等
であっても1日6時間以上かつ月20日以上勤務であれば記載が必要です。)
⇒算定対象職員の詳細はP.11
- 「1日6時間未満」「月20日未満」のどちらか一方でも該当する職員は
算定対象外のため記載されていない。
- 法人勤務の職員は記載されていない。
- 令和5年4月1日時点で産前・産後休暇、育児休業及び有給の休職
となっている職員を記載している。
- 「現に勤務する施設・事業所で、直近の算定対象となった日」には、
入社日や配属された日ではなく、直近で1日6時間以上かつ月20日以上勤務と
なった日が記載されている。

【③第1号様式の3】

- 令和4年4月2日から令和5年4月1日までに変更事項
(氏名変更、職種変更、別の施設・事業所への異動、退職、
勤務時間の短縮等により算定対象外)があつた職員が記載されている。

【④第1号様式の2】

- 令和4年4月2日から令和5年4月1日までに算定対象となった全職員の「④第1号様式の2」を作成した。
- 過去の勤務履歴の施設・事業所についてはP.28の図表【過去の勤務履歴に含められる施設・事業所】で確認できたもののみ記載した。
- 過去の勤務履歴の施設・事業所は、6時間以上かつ月20日以上勤務していた期間のみを記載した。
- 過去の勤務履歴は挙証資料があるもののみ記載した。

【さいごに】

- 全シートにエラー（#DIV/0!・#N/A・#NAME?・#REF!・#VALUE!等）が出ていないことを確認した。
- エクセルデータのファイル名は
05 処遇1申請 1410051099999（○回目） の形にした。
※和暦2桁、処遇1申請、施設事業所番号、送信回数
※数字は必ず半角にしてください。
※スペースは入れないでください。
- エクセルデータにパスワードを設定していない。

4 提出方法について

「横浜市電子申請・届出サービス（以下電子申請システム）」にて提出してください。

電子申請システムでの提出方法

ア) 横浜市電子申請システムの

「【保育・教育給付課】【処遇】処遇改善等加算1申請書 提出フォーム」

の上から「施設名称」「施設番号」「施設所在区（プルダウンから選択）」
を入力します。

【保育・教育給付課】【処遇】処遇改善等加算1申請書 提出フォーム

施設名称 必須

施設名称を入力してください。

施設番号 必須

13文字で入力してください。

選一選択リスト 必須

施設所在区を選択してください。

選択してください

イ) 「添付書類」に作成した申請データを添付し、「送信回数」を入力して、「次へ進む」をクリックします。

添付書類 必須

処遇改善等加算1申請データを提出してください。

[アップロードするファイルを選択](#)

送信回数 必須

同一施設から複数回送信した場合に入力してください。
(例 はじめて送信する場合→1)

[次へ進む >](#)
[戻る <](#)

ウ) 内容を確認し、正しければ「申請する」をクリックしてください

【保育・教育給付課】 【処遇】 処遇改善等加算1申請書 提出フォーム

施設名称
横浜保育園 修正する

施設番号
1410051099999 修正する

選択リスト
中区 修正する

添付書類
05処遇1申請1410051099999 (1回目).xlsx 修正する

送信回数
1 修正する

[申請する >](#)
[戻る <](#)

5 参考資料

【過去の勤務履歴に含まれられる施設・事業所】

対象事業項目	詳細
子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設	認可保育所、幼稚園、認定こども園
子ども・子育て支援法第7条第5項に定める地域型保育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業他
学校教育法第1条に定める学校及び第124条に定める専修学校	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、専修学校
社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所	保護施設、老人福祉施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム)、婦人保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業、障害者支援施設、障害福祉サービス事業、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設、福祉ホームなど病児保育事業等の第2種社会福祉事業など
児童福祉法第12条の4に定める施設	児童相談所一時保護施設
認可外保育施設（児童福祉法第59条の2第1項に定める施設）のうち、以下に掲げるもの ア地方公共団体における単独保育施策による施設 ^{※1} イ認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設 ^{※2} ウ企業主導型保育施設 エ幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設 オ上記（ア～エ）以外の認可外保育施設が教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した場合における移行前の認可外保育施設 ^{※3}	※1 横浜保育室や認証保育所（地方公共団体における単独保育施策による施設として認可された日から） ※2 H17.4.1以降、証明書の発行期間に勤務していた履歴のみ加算可 ※3 家庭保育福祉員、横浜市家庭的保育事業、小規模保育モデル事業等を実施していた期間
医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所	保健師、看護師又は准看護師に限る
子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に定める特例保育を行う施設	

※1、※2について

横浜市内の横浜保育室、認可外保育施設は、下記ホームページをご確認ください。積算可能な施設、積算可能な期間のみ記入することができます。

ファイル名：『R 5 積算可能な認可外保育施設一覧』

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/shogu/2023syogu.html>

- ・有料老人ホーム
⇒対象外です。
- ・保育士、調理員等の病院勤務
⇒対象外です。（保健師、看護師又は准看護師のみ）
- ・病院内や会社内にある保育施設
⇒病院内や会社内にある保育施設についても算定対象か否かの基準は同じです。【過去の勤務履歴に含められる施設・事業所】に該当する施設・事業所のみ対象となります。

【勤務履歴の挙証資料】

対象職員の状況	挙証資料の例
過去の勤務先で在職証明書の発行を受けた場合	在職証明書 (ひな形は定めていません)
過去の勤務先で社会保険に加入していた場合	厚生年金の加入記録等 ※平成29年4月より厚生年金の制度が変更になっているためご注意ください。
社会保険未加入の場合、国民年金に加入していた場合	雇用契約書と給与明細書等
派遣職員として、該当の施設に勤務していた場合	派遣先の事業所の発行する証明、派遣会社の派遣証明等
廃園した施設等の場合	挙証資料が確認でき、自治体等で上記事業に該当すると確認できた場合のみ算定
※過去に勤務していた施設・事業所が積算対象であること、勤務期間などの勤務履歴が積算に値することが客観的にわかるものであれば可。	
※事業所名、職種（保育士、調理員等）、雇用形態（常勤、非常勤等）、勤務時間、雇用期間などを証明できるものが必要です。	
※1枚の書類で判断できない場合には、複数の書類をもって確認してください。	

【経験年数の計算方法】

経験年数の算出にあたっては、次の点に留意して計算してください。

- ・個々の職員の経験年数の算出については、当該年度の4月1日現在により算定します。ただし、年度途中開所の施設・事業所については、開所年月日時点での職員状況で算定します。
- ・採用年月日の翌年（又は翌月）において、
翌年（又は翌月）の同一日の前日をもって1年（又は1か月）と計算します。
例) 令和4年4月1日採用
⇒令和4年4月30日で1か月、令和5年3月31日で1年
- ・1か月未満の日数の場合は1か月に切り上げます。
例) 令和4年4月1日採用
⇒令和5年4月1日時点で1年と1日 = 1年1か月
ただし、令和5年4月1日採用の職員は、0年0月とします。

<期間計算の例> 令和5年4月1日現在

事例	経験年数	内訳
1 令和4年4月1日採用	1年1か月	令和4年4月1日～令和5年3月31日 = 1年 令和5年4月1日 = 1か月
2 令和4年4月2日採用	1年	令和4年4月2日～令和5年4月1日 = 1年
3 令和4年4月20日採用	1年	令和4年4月20日 ～令和5年3月19日 = 11か月 令和5年3月20日 ～令和5年4月1日 = 13日 → 1か月
4 令和5年3月31日採用	1か月	令和5年3月31日 ～令和5年4月1日 = 2日 → 1か月
5 他の社会福祉施設に 令和4年4月20日から 6月1日まで勤務し、 7月1日から現施設に勤務 している場合	前職：2か月 現職：10か月	前職：令和4年4月20日 ～令和4年5月19日 = 1か月 令和4年5月20日 ～令和4年6月1日 = 13日 → 1か月 現職：令和4年7月1日 ～令和5年3月31日 = 9か月 令和5年4月1日 = 1日 → 1か月
6 他の社会福祉施設に 令和4年4月20日から 6月1日まで勤務し、 6月2日から現施設に勤務 している場合	前職：2か月 現職：10か月	前職：令和4年4月20日 ～令和4年5月19日 = 1か月 令和4年5月20日 ～令和4年6月1日 = 13日 → 1か月 現職：令和4年6月2日 ～令和5年4月1日 = 10か月
7 令和5年4月1日採用	0か月	令和5年4月1日 → 0か月

